

第 11 次江別市交通安全計画  
実施結果及び実施予定報告書  
(令和 5 年度)

令和 6 年 2 月

江別市交通安全対策会議



## 目次

### 【交通事故の現状】

1 道路交通事故の現状.....	1
2 踏切事故の状況等 .....	3

### 【交通安全計画における目標について】

1 道路交通.....	3
2 踏切事故.....	3

### 【第 11 次江別市交通安全計画に係る令和 4 年度・令和 5 年度取り組み状況】

1 道路交通環境の整備について .....	4
2 交通安全思想の普及徹底について .....	6
●幼児に対する交通安全教室 .....	6
●小学生に対する交通安全教育 .....	6
●中学生に対する交通安全教育 .....	7
●高校生に対する交通安全教育 .....	7
●成人に対する交通安全教育 .....	7
●高齢者に対する交通安全教育 .....	8
●冬季における交通安全教育 .....	8
●交通安全に関する普及啓発活動の推進.....	9
●交通安全活動支援.....	10
3 救助・救急活動の充実について .....	11
4 被害者支援の充実について .....	11

### 【令和 6 年度の取り組みについて】 .....

12

別紙 1 交通安全教室等の実施状況について

別紙 2 交通安全に関する普及啓発活動について

## 【交通事故の現状】

### 1 道路交通事故の現状

全国の交通事故死者数、負傷者数及び人身交通事故発生数は、平成27年から毎年減少が続いていましたが、令和5年は8年ぶりの増加となりました。

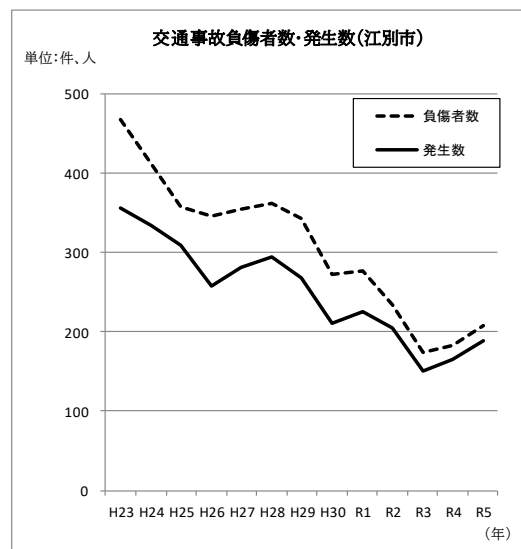
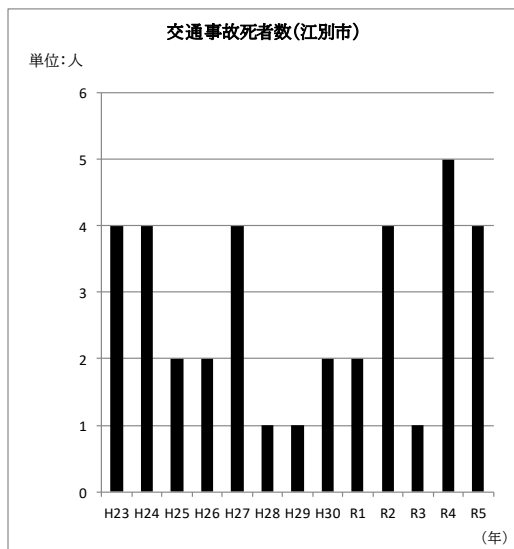
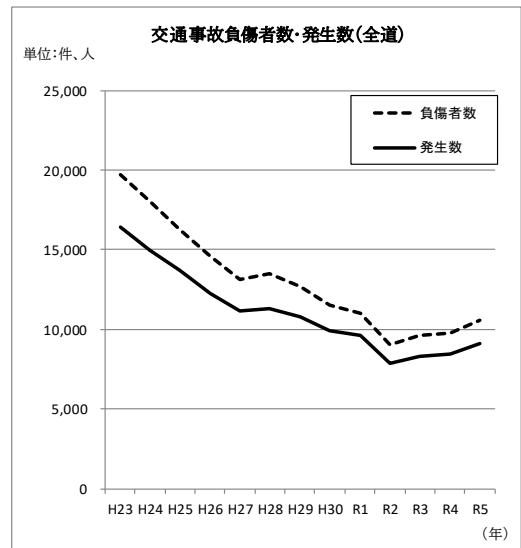
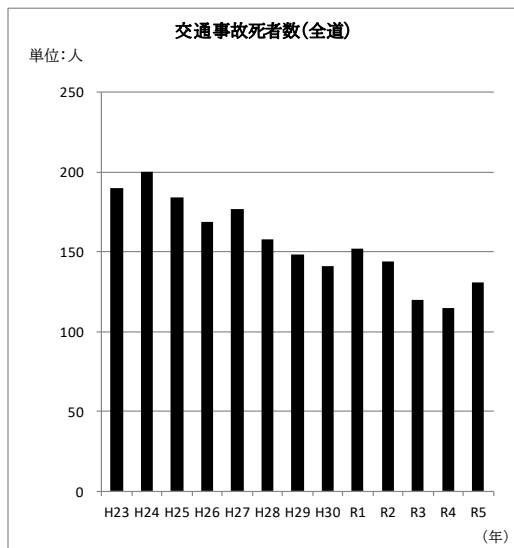
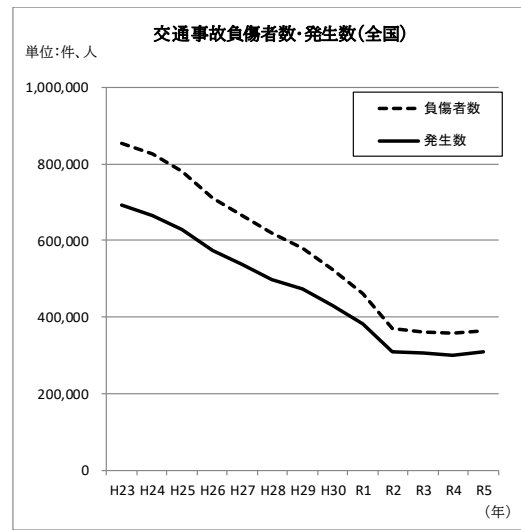
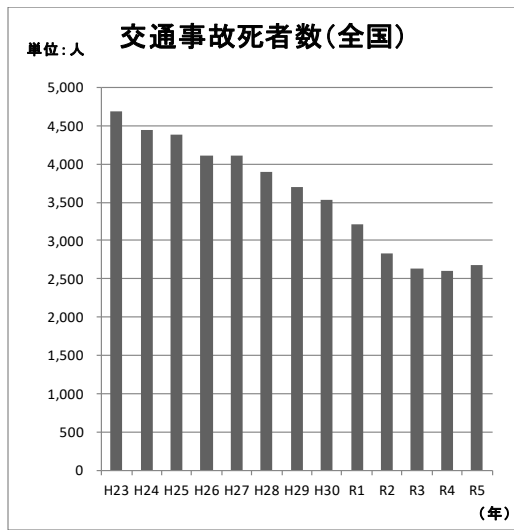
北海道内における年間交通事故死者数、負傷者数及び人身交通事故発生数は、令和4年の死者数115名、負傷者数9,785名、発生数8,457件に対し、令和5年は131名、10,601名、9,082件となり、昨年より増加しています。

市内における年間交通事故負傷者数及び人身交通事故発生数は、令和4年に引き続き、令和5年も増加しており、負傷者数207名、発生数189件となりました。また、年間交通事故死者数は、令和4年の5名に対し、令和5年は4名（歩行者2名、乗用車1名、バイク1名）となりました。

(単位:人、件)

交通事故	全 国			全 道			江 別 市		
	死者数	負傷者数	発生数	死者数	負傷者数	発生数	死者数	負傷者数	発生数
平成23年	4,691	854,613	692,084	190	19,705	16,395	4	467	355
平成24年	4,438	825,392	665,157	200	18,048	14,973	4	411	333
平成25年	4,388	781,492	629,033	184	16,247	13,722	2	357	309
平成26年	4,113	711,374	573,842	169	14,571	12,274	2	345	258
平成27年	4,117	666,023	536,899	177	13,117	11,123	4	354	281
平成28年	3,904	618,853	499,201	158	13,489	11,329	1	361	294
平成29年	3,694	580,850	472,165	148	12,673	10,815	1	343	267
平成30年	3,532	525,846	430,601	141	11,494	9,931	2	272	211
令和元年	3,215	461,775	381,237	152	11,046	9,595	2	277	225
令和2年	2,839	369,476	309,178	144	9,043	7,898	4	234	205
令和3年	2,636	362,131	305,196	120	9,598	8,304	1	174	151
令和4年	2,610	356,601	300,839	115	9,785	8,457	5	183	165
令和5年	2,678	365,027	307,911	131	10,601	9,082	4	207	189

交通事故死者数、交通事故負傷者数、人身交通事故発生数の推移



「年」=1月~12月

## 2 踏切事故の状況等

踏切事故(鉄道の運転事故のうち、踏切障害及びこれに起因する列車事故をいう。)については、北海道内では令和3年の発生件数4件、死傷者数2名に対し、令和4年の発生件数は6件、死傷者数は6名となっており、令和3年と比較すると若干増加傾向にあります。

市内では平成24年に1件、負傷者4名の事故が発生して以降、踏切事故は発生していません。

### 【交通安全計画における目標について】

#### 1 道路交通

市内の年間交通事故死者数は、令和4年においては5名、令和5年においては4名となっており、江別市交通安全計画における道路交通の安全についての数値目標「年間の交通事故死者数をゼロにする」の達成には至っていません。

交通死亡事故発生時には、交通死亡事故の発生現場において、地域住民の代表者や、交通安全対策として関係する警察署、道路管理者等と合同で交通死亡事故現場診断を行い、事故原因や道路環境等を診断して、交通事故の実態に応じた安全対策を行い、交通事故の再発防止を図っているところです。

令和6年においても引き続き、関係機関と連携をとりながら一層効果的な対策を図り交通事故防止に努めます。

#### 2 踏切事故

踏切事故は、市内では平成24年に1件、負傷者4名の事故が発生して以降、発生していませんが、令和6年以降も引き続き踏切事故の発生の防止に努めます。

## 【第 11 次江別市交通安全計画に係る令和 4 年度・令和 5 年度取り組み状況】

### 1 道路交通環境の整備について

通学路等の歩行空間を整備し、児童等の通行の安全を確保するため、江別市通学路安全プログラムに基づき、市の関係部署、学校や警察、道路管理者等関係機関による通学路の合同点検を行いました。

令和 4 年度は、大麻地区を中心に小学校 9 校区内 47 箇所（交通安全 36 箇所、防犯 11 箇所）、令和 5 年度は、江別地区を中心に小学校 7 校区内 34 箇所（交通安全 32 箇所、防犯 2 箇所）において点検を実施し、結果については市ホームページに掲載しています。（令和 5 年度の結果は令和 6 年 2 月に掲載予定）

合同点検の結果明らかになった対策必要箇所について、歩道の整備を行う等道路整備を実施し、また、横断歩道や信号機の設置要望、教職員等による児童への注意喚起・指導等の対策を実施することにより、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図りました。

信号機等の設置要望については、江別警察署を通じて、北海道公安委員会へ要望を行いました。令和 4 年は信号機 149 件、横断歩道 66 件、一時停止 67 件、速度制限等その他 27 件、合計 309 件を要望しました。令和 5 年につきましても通学路点検の結果を踏まえて、危険箇所への信号機・横断歩道等の設置を要望します。

また、子どもたちに、交通安全に気を付ける箇所について注意喚起をし、安全に通行してもらうため、市内の交差点等危険個所に、ストップマークを設置しています。令和 4 年度は新規・貼替合わせて 133 枚、令和 5 年度は 97 枚貼替を行いました。

公共交通機関の利用促進として、令和4年度、令和5年度は、バス路線マップ・路線バス乗り方ガイドを転入者へ配布、市内公共施設やJR駅舎に設置したほか、市ホームページにバス路線マップ・路線バス乗り方ガイドやバス時刻表等の路線関連情報を掲載しました。また、令和4年度については、地域公共交通の活性化等に関する方針や計画目標等を定める地域公共交通計画策定のためのアンケート調査等を実施した上で、協議会・専門委員会で基本方針等を検討し、令和5年6月に計画を策定しています。

災害等に備えた道路交通情報の提供として、冬期間において、除雪情報や排雪実施済み路線、通行止め情報等をホームページに掲載するほか、LINEのプッシュ型通知による情報発信を実施しました。また、事業者のホームページで、自治会排雪の実施予定を公表しています。

令和5年度においては、これまでの取組みを継続するとともに、地デジ広報を活用した除雪情報等の情報発信を新たに実施しています。

また、交通安全に寄与する道路交通環境の整備として、定期的な道路パトロールの実施により、道路施設の状況を確認しながら必要な維持補修を行うなど、適切な維持管理に努めました。

冬季道路交通環境の整備として、令和3年度の大雪に関する検証結果報告書を踏まえて、通行の確保を優先する路線を明確化して除排雪を実施したほか、国や北海道等との支援体制の強化に向けた連携、幹線道路の早期排雪への対応、除排雪作業車の更新・増強や雪堆積場の強化、通学路点検や朝方降雪への対応による通学路における安全確保を行いました。

令和5年度においては、令和4年度の実績を踏まえて通行の確保を優先する路線の見直しを実施したほか、デジタル技術を活用した進捗状況の把握や業務効率化の検討を実施します。



## 2 交通安全思想の普及徹底について

交通安全思想の普及徹底、交通マナーの向上、交通ルール等の遵守のため、幼児から成人に至るまで心身の発達段階や交通手段の利用形態に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行う場として、市の交通教育指導員が中心となり、交通安全教室を実施しました。

交通安全教室等の実施状況について（別紙1）

### ●幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育として、紙芝居、人形劇等による交通安全教室を行いました。

令和4年度は、幼稚園・保育園・未就園児・幼児の保護者合わせて10,127名、令和5年度（12月現在）は、幼稚園・保育園・未就園児・幼児の保護者合わせて9,392名に対して、信号機の見方、横断歩道の渡り方、バスの乗り降りの際の注意点、自転車乗車時のヘルメット着用の必要性や安全な乗り方、保護者に対しては自動車運転時の全席シートベルト着用等、交通ルールを身に付けられるよう知識の習得を促し、実習を行いました。

また、令和5年度は、4月1日から全ての自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されたことから、幼児・幼児の保護者に対してヘルメット着用を含めた自転車の交通ルールについてのチラシを新たに作成し、配布しました。

### ●小学生に対する交通安全教育

小学生に対する交通安全教育として実施した交通安全教室について、令和4年度は7,173名、令和5年度（12月現在）は計6,915名が参加しました。

新1年生とその保護者、小学校低学年に対しては、安全に登下校できることを目的に、信号機の見方、横断歩道の渡り方など必要な交通安全知識が習得できるよう講話や実習により指導しました。また、自転車を乗り始める児童が多い小学3年生に対しては、自転車の乗り方について記載したリーフレットを配布し、自転

車乗車時のヘルメット着用の必要性や安全な乗り方について重点的に講話や実習により指導し、知識の定着を図りました。中・高学年には、自転車の実習やヘルメット着用の必要性だけではなく、自転車運転時における歩行者に対する加害による損害賠償の可能性や損害賠償保険加入の必要性について周知する内容の交通安全教室を開催しました。

また、放課後児童会・児童センター、スポーツ少年団においては、交通安全の知識だけではなく、防犯の観点から、登下校時の交通安全と合わせて注意すべき、不審者に対する知識についても説明しました。

### ●中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育として、令和4年度は2,757名に対して、令和5年度（12月現在）は2,421名に対して、江別警察署と連携して、ヘルメット着用の重要性など自転車を利用する場合のマナーやルール、自転車運転中の事故による被害者への損害賠償の可能性や、損害賠償保険加入の必要性について多面的な交通安全知識が習得できるよう指導しました。また、補助教材として、自転車安全利用五則についてのチラシを作成し配布しました。

### ●高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育として、新入学の生徒へ交通安全のチラシを配布しました。

また、令和4年度は1,173名に対して、令和5年度（12月現在）は915名に対して、江別警察署と連携しながら、自転車安全利用五則を基本とした自転車を利用する場合のマナーやルール等交通安全に対する正しい知識の習得、危険運転等に対する責任への自覚を促す内容の交通安全教室を行いました。

### ●成人に対する交通安全教育

成人に対する交通安全教育の推進として、令和4、5年度に新成人向けの運転中の危険な行為（自動車のながら運転防止）についてのチラシを配布しました。

また、令和4年度は102名に対して、令和5年度（12月現在）は142名に対して、江別警察署と連携しながら、交通安全のチラシや夜光反射材を配布したほか、交通事故情報、自転車・自動車の安全運転など交通安全に関する情報、飲酒運転の危険性、全席シートベルト着用、危険運転等に対する責任への自覚を促す等の内容で交通安全教室を開催しました。

さらに、令和5年度においては、交通安全教室で反射材視認ライトを教材として使用し、実際に反射材にヘッドライトが当たった時の反射効力を確認することで、反射材の重要性を伝えました。

### ●高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育として、令和4年度は496名に対して、令和5年度（12月現在）は520名に対して、交通安全のチラシや夜光反射材を配布したほか、DVD上映や、高齢者に共通してみられる事故の特徴、自転車・自動車の安全運転、薄暮時・夜間の交通安全、夜光反射材の効果等について江別警察署と連携して交通安全教室を行いました。さらに、令和5年度においては、交通安全教室で反射材視認ライトを教材として使用し、反射効力を確認することで、反射材の重要性を伝えました。

### ●冬季における交通安全教育

冬季における交通安全教育として、幼児に対しては、交通安全教室で雪山に見立てた教材を使用して疑似体験させ、また、小学生に対しては、令和4年度には低学年用・高学年用、令和5年度には保護者用として、冬期間の注意喚起チラシを作成し、冬季の交通安全についての特徴・注意点等について周知しました。

成人・高齢者に対しては、冬季の交通安全についての特徴・注意点などについて令和6年2月に交通安全講座を実施する予定です。

## ●交通安全に関する普及啓発活動の推進

令和4年度、令和5年度（12月現在）に行った交通安全に関する普及啓発活動については、別紙2のとおりとなります。

交通安全運動として、春の全国交通安全運動、夏の交通安全運動、秋の全国交通安全運動、冬の交通安全運動（各10日間）、小学校新入学児童を交通事故から守る運動を実施し、交通事故防止を図りました。

各種啓発活動の中で、横断歩行者の安全確保、速度超過の危険性、飲酒運転の根絶、全席シートベルトの着用、チャイルドシートの正しい着用、自転車の安全利用、デイ・ライトの実施、居眠り運転防止など交通安全に対する意識を醸成するため周知啓発を行いました。また、反射材用品等の普及促進、高齢者支援施策として運転経歴証明書等についての周知、暴走族取締り対策強化への協力を行いました。

また、令和4年度、令和5年度は新しい自転車安全利用五則（令和4年11月1日決定）について周知しました。

### 【自転車安全利用五則】（令和4年11月1日警察庁交通対策本部決定）

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

道路交通法の一部改正（令和4年4月27日公布、令和5年4月1日施行）により、全ての自転車利用者に対し、自転車の乗車用ヘルメット着用努力義務が課されることになり、市ホームページや広報に掲載の他、市内小中学校児童生徒ヘリーフレット等を配布し周知を図りました。

## 道路交通法

改正前（令和5年3月31日まで）	改正後（令和5年4月1日施行）
第63条の11 児童又は幼児を保護する責任のある方は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。	第63条の11 第1項 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。 第2項 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。 第3項 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

### ●交通安全活動支援

自治会や交通安全活動団体等を対象に安全安心講座を開催しました。令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながら開催し、令和5年度は、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されたことから5月に開催したほか、飲酒運転根絶、冬季の交通安全を中心とする内容で2月に実施することとし、年2回の開催を予定しています。

江別警察署に講師の派遣を依頼し、道内・江別市内における交通事故の発生状況、自転車乗車時のヘルメット着用の重要性、高齢者の交通安全、交通事故に遭わないための注意点、反射材の効果についての実践等、警察と連携を図りながら、受講者が、安全安心なまちづくりを進めていく上で必要な、交通安全情報の提供、交通事故のない安全なまちづくりのための情報を提供し、今後の交通安全普及活動等を行うための助言等を行う場となりました。

### 3 救助・救急活動の充実について

市民に対する自動体外式除細動器（AED）の取り扱い等応急手当普及啓発活動として、普通救命講習を実施しました。令和4年度は58回実施し1,279名が受講、令和5年度（12月現在）は70回実施し、1,543名が受講しました。

また、10歳以上の小学生に対する救命入門コースを実施し、令和4年度は30回で989名が受講、令和5年度（12月現在）は25回で1,047名が受講し、若年層からの応急手当普及啓発と救急車利用の適正化についての意識付けを行いました。

さらに、救急救命士の養成、配置等の促進及び研修体制の充実を図るため、救急救命士を令和4年度、令和5年度各1名ずつ養成し、救急隊員は令和4年度3名、令和5年度2名の養成をしました。救急救命士の応急処置の拡大については令和4年度3名、令和5年度1名の養成を行い、併せて令和5年度においては、医療機関へ搬送されるまでの間に救急隊員が行う応急処置等の質を保证するためのメディカルコントロール体制における病院実習を、27名の救急救命士等が行いました。

また、令和4年度は、高規格救急自動車（現場急行システム（FAST）搭載）1台の更新、高度救命用資機材一式の更新を行いました。令和5年度は、ICT技術の導入による救急搬送の効率化に向けた実証実験を開始（さっぽろ連携中枢都市圏事業）し、迅速かつ円滑な救命活動の実施のための整備を進めています。

### 4 被害者支援の充実について

市民相談室における、交通事故に関する相談業務の件数は、令和4年度は3件、令和5年度は4件（12月現在）となっており、交通事故被害者やその家族の支援のため、今後も引き続き交通事故に関する相談業務を行います。また、弁護士による交通事故の相談について、ポスター掲示やリーフレット配布等により周知を行っています。

交通遺児に対する経済的支援として、江別市交通事故等災害遺児手当を遺児の扶養者に対して支給しています。交通事故を事由として支給対象となった児童数

は、令和4年度は3名、令和5年度（12月現在）は2名となります。また、同制度については、広報えべつ、ホームページ等により周知を図っています。

### 【令和6年度の取り組みについて】

令和6年度は、令和5年度に引き続き、道路交通事故の現状及び課題を踏まえながら、道路交通の安全についての目標等を達成するために、交通安全計画に沿った効果的な取り組み、対策を行っていきます。

具体的には、道路交通環境の整備として、小学校等に通う児童の通行の安全のための通学路合同点検の実施、歩道の整備、危険箇所への信号機や横断歩道、標識等の北海道公安委員会への設置要望を行い、交通事故防止のための安全対策を推進します。

また、公共交通機関の利用促進として、引き続きバス路線マップ・路線バス乗り方ガイドを転入者へ配布し、市内公共施設やJR駅舎に設置するほか、市ホームページにバス路線マップ・路線バス乗り方ガイドやバス時刻表等の路線関連情報を掲載していきます。

災害等に備えた道路交通情報の提供、及び冬期道路交通環境の整備においては、令和5年度に実施した事項を引き続き実施するほか、令和5年度業務で生じた課題等を検証し、反映していくものとします。

さらに、交通安全思想の普及・交通安全教育として、高齢者、子ども、障がい者等の交通安全の確保、飲酒運転の根絶、スピードダウン、シートベルトの全席着用、自転車の安全利用、冬季の交通の安全を守るため継続して交通安全教室を行うとともに、参加・体験型の教育等、令和5年度に実施した内容の効果も検証し、更なる効果的な指導方法について検討します。

また、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行するまでは、感染拡大防止のため、交通安全教育や普及啓発活動をやむを得ず中止とした

り、内容を縮小・変更して実施したことで、周知・啓発が十分にできなかった部分がありましたが、5 類移行後は活動を再開・拡大することが可能となったことから、令和 6 年度も引き続き、交通安全教育、広報啓発の手法を検討し、より効果的な交通安全に関する普及啓発のための取り組みを行っていきます。

救助・救急活動については、令和 4 年度、令和 5 年度に引き続き、救急救命士の養成、救急隊員の養成、メディカルコントロール体制における病院実習への派遣を行っていきます。

また、各種救命講習についても感染症等の感染状況に留意して開催し、若年層からの応急手当普及啓発と救急車利用の適正化についての意識付けの取り組みを引き続き行っていきます。

交通事故被害者への支援については、令和 4 年度、令和 5 年度に引き続き、被害者の迅速・適切な救済のための相談業務や交通遺児に対する経済的支援について周知していきます。